平成２８年（フ）第５３３号
兵庫県尼崎市築地４丁目６番２－402号
債務者　小谷　和美
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８号
兵庫県豊岡市泉町20番31号
債務者　寿賀　義広
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
山口県宇部市大字上宇部191番地９
債務者　友光　郁子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第８８号
山口県山陽小野田市大字西高泊1554番地
債務者　河村　秀明
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第９４号
山口県宇部市常盤台２丁目１番３－101号猿田市営住宅
債務者　松永さつき
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１４９号
徳島県鳴門市撫養町弁財天字ハマ１番地23第一岡崎マンション101号、旧住所徳島県鳴門市撫養町弁財天字ハマ11番地55
債務者　古川　見治
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島459番地14
債務者　村上久美子（旧姓笠井）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第９１号
福島県郡山市字下亀田28番地　２－401
債務者　酒井　幸子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
福島県郡山市神明町13番17号　ＶＩＤ’Ｚ神明202号、前住所福島県郡山市大槻町字川廻15番地の１　マック郡山コートＩ－408号
債務者　須賀　巨樹
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第７５５号
神戸市須磨区若木町２丁目２番７号パークハイツ東須磨３Ｆ
債務者　浅見　信吾
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８７号
神戸市中央区北野町１丁目５番26号　北野町マンション101
債務者　山　　秀樹
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２号
山口県柳井市柳井4921番地17　コーポさかえＥ号
債務者　三原　琴江
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第７７号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目９番14号
債務者　松田美智子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
佐賀市鬼丸町７番９号
債務者　加藤　　忠
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
神奈川県横須賀市根岸町２丁目28番14号　相沢ハイツ202
債務者　加藤千恵子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１５４号
神奈川県逗子市桜山８丁目５番45号
債務者　緒方　哲男
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１５８号
青森県むつ市中央１丁目６番12号
債務者　江刺家絵理
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係